令和８年度事業計画書
（令和８年７月１日～令和９年６月３０日）

令和８年度は、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業（以下「資金決済業」という。）を取り巻く環境変化等も踏まえ、会員が行う資金決済業の適切な実施を確保し、資金決済業の健全な発展と利用者の利益の保護を図るとともに、会員のニーズに応えるため、認定資金決済事業者協会（以下「協会」という。）として一層の態勢整備・充実を図り、次の業務を着実に推進する。

Ⅰ　取引の適正化と利用者等保護への取組

１．登録申請、変更届出及び基準日報告等の行政への申請・届出並びに社内規則等に係る会員からの照会・相談等への対応

会員の登録の申請、発行の届出、変更届出書、基準日報告等に係る照会・相談等に適切に対応するとともに、会員が態勢整備に必要な社内規則や利用規約・加盟店規約等の策定・見直しを行うに当たり、必要な助言・指導を行う。

２．自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの改正

資金決済法の法令及び事務ガイドラインの改正等を踏まえ、法律顧問と連携し、所要の手続を経て自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの見直しを行う。

３．「資金決済法解説〈電子版〉」（仮称）の作成・提供

「前払式支払手段の発行のしおり」、「資金移動業のしおり」の内容を、Ｗｅｂで閲覧しやすいよう再構成し、電子版の利点を活かして、資金決済法の規制等の内容を体系的に解説し、一層の理解を深められるコンテンツとして、あらたに「資金決済法解説〈電子版〉」（仮称）を作成（前払式支払手段にかかるものは８年内、資金移動業にかかるものは８年度内）し、協会ホームページの会員サイトに掲載する方法で会員に提供する。

４．資金決済法関係法令集（電子版）の改訂

協会は、資金決済法、政令、内閣府令、金融庁告示（名称のみ）、事務ガイドライン（件名、項目のみ）等で構成する「資金決済に関する法律関係四段表」のほか、別紙様式、告示、事務ガイドライン、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン・ＦＡＱ、サイバーセキュリティ・ガイドライン、個人情報保護法の法令・ガイドライン・Ｑ＆Ａ及び金融分野ガイドライン・実務指針・Ｑ＆Ａに加え、資金決済法の政府令・事務ガイドラインの改正案及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインの改正案に関するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等を取りまとめた「資金決済関係法令集」（電子版）を作成（法令等の改正に伴い、年１回程度を目途に見直し）し、会員サイトに掲載している。

引き続き資金決済法関係法令集（電子版）について、資金決済法、政府令、告示及び事務ガイドライン等の改正を踏まえ、必要な見直しを行う。

５．資金移動サービスにおける不正取引の発生状況等の取りまとめ・公表（半期ベース）

資金移動業者において、様々な不正防止策の実施やモニタリング態勢の整備・高度化とともに、不正が発生した場合の補償方針を策定・公表し、不正が発生した場合には、真摯な相談対応、補償方針に沿った補償を実施しているところである。

資金移動業者においてこうした不正防止に向けた積極的な取組が行われていることも踏まえ、協会において利用者が資金移動サービスを安心して利用するための利用者向けの広報活動の一環として、金融庁と緊密に連携し会員から報告があった不正取引の発生状況・補償状況等を半期ベースで取りまとめて、所要の手続を経て、協会ホームページで対外公表を行う。

６．金融犯罪被害防止のための消費者向けの注意喚起・啓発活動

７年４月に政府から「国民を詐欺から守るための総合対策２．０」が策定・公表され、金融庁は、協会等と連携し、電子マネー発行事業者における被害防止の推進及び広報・啓発活動を強化することとされたことやインターネットで利用できるサーバ型前払式支払手段を購入させて当該前払式支払手段の価値を詐取する被害が依然として継続していること等を踏まえ、会員や金融庁、国民生活センターなどの関係者と連携し、引き続き金融犯罪被害防止のための消費者向け広報・啓発を推進する。

Ⅱ　資金決済業者の経営基盤強化への取組

１．資金決済業者と金融庁との意見交換会の開催

会員と金融庁との意見交換会は、前払式支払手段の発行の業務関係、資金移動業関係について、金融庁の資金決済業に対する金融行政方針や求める課題、業界の取組等について意見交換を行う。

２．資金決済業に関係する法令・ガイドラインの改正等に関する検討、協議、意見提出等

資金決済業に関係する法令・ガイドラインの改正等に際し、法律顧問と緊密に連携し、会員の意見等を踏まえ、金融庁等の関係省庁と協議・調整等を行い、必要に応じ、所要の手続を経て意見提出等を行う。

３．マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（ＦＡＴＦ勧告１６改訂を含む。）への対応

令和１０年（2028 年）にオンサイト審査が予定されているＦＡＴＦ第５次対日相互審査は、官民一体で取り組んでいく必要がある喫緊の課題である。金融庁のガイドラインの改正等を受けて、協会としては、金融庁、警察庁等の対応と連携し、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本規程（参考例）」等の各種規程等の必要な改正を行うとともに、勉強会等の開催などを通じて、会員の態勢整備等の支援を行う。

また、ＦＡＴＦ勧告１６改訂については、現在、詳細なガイダンス（2030 年末対応期限）の

検討が進められているところであり、引き続き、金融庁等での制度整備の検討に際し、会員の意見等を踏まえ、金融庁等と協議・調整し、必要に応じ意見書等の提出を行う。

４．重要インフラのサイバーセキュリティ強化に向けた新たな取組（重要インフラ統一基準）への対応

７年５月に改正された「サイバーセキュリティ基本法」に基づき、政府の「サイバーセキュリティ戦略本部」において、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保に関する政府機関の施策の基準として「重要インフラのサイバーセキュリティ対策のための統一基準（重要インフラ統一基準）」を作成し、当該基準に基づく施策の評価を実施することで、深刻化するサイバー脅威に対する重要インフラの一層の防護を図るとのことが検討されている。

当協会の会員のうち、資金移動業者及び第三者型の前払式支払手段発行者の合計延べ約１９０社が重要インフラ事業者に指定されており、「重要インフラ統一基準」の施行に向け、協会としては、サイバーセキュリティ管理体制の整備・強化に対する会員の取組への支援を行う。

５．耐量子計算機暗号（ＰＱＣ）への移行への対応

耐量子計算機暗号（ＰＱＣ）への移行に向けた対応は、官民ともに重大な課題の一つである。金融庁では、６年１１月に「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」報告書が取りまとめられ、また、政府においては、７年１１月に「政府機関等における耐量子計算機暗号（ＰＱＣ）への移行について（中間とりまとめ）」が公表されている。

協会としては、会員のＰＱＣへの移行に向けて、継続的に情報提供など必要な支援を行う。

６．ＡＩ脅威に対するサイバーセキュリティ対策強化への対応

ＡＩ技術が急速に進展する中、サイバー攻撃にＡＩが活用されることで、攻撃のスピード・規模が劇的に加速・拡大する等、サイバーセキュリティを巡る脅威が高まっている。

金融庁等の対応を踏まえ、会員が必要な対策を不断かつ機動的に見直し、適切に講じていくための支援を行う。

７．金融分野における金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習への対応

金融庁では中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、平成２７年度から毎年「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」を実施しており、令和元年度以降、会員（前払式支払手段発行者及び資金移動業者）も当該演習に参加してきたところである。

また、会員のインシデント対応能力向上を狙いとして、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習における業界の平均スコアやグッドプラクティスなどをまとめた「フィードバック資料」について金融庁による説明会を開催し、会員に自社の訓練での活用及びインシデント対応マニュアル・コンティンジェンシープランの再確認・見直しの契機としてもらうなど、会員のインシデント対応能力の向上に資する支援を行う。

８．内閣官房内閣国家サイバー統括室（ＮＣＯ）から提供されるサイバー攻撃の動向等の会員への

情報提供及び全分野一斉演習への対応

サイバーセキュリティ戦略本部の事務局であるＮＣＯから提供されるサイバー攻撃の動向及びソフトウェアの脆弱性情報等に関する資金決済業者への情報提供のほか、ＮＣＯが主催する全分野一斉演習や官民連携演習に関与することとなった。８年度も、引き続き、ＮＣＯ・金融庁と連携し、会員である主要な資金決済業者に対し全分野一斉演習、官民連携演習、セプター訓練等に関する情報の提供・連携等のほか、ＮＣＯ等から提供されるサイバー攻撃の動向やソフトウェアの脆弱性情報等に関する情報提供等を行う。

９．全銀ネット「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」への対応

全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）では、７年に設置した「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」（将来像ＳＧ）において、現行の全銀システムとは別の新たな決済システムを構築することの可能性について検討を進め、８年３月１９日に、その検討内容を取りまとめた報告書「資金決済システムの将来像に関するスタディグループにおける検討結果」が策定、公表された。

全銀ネットでは、「次世代資金決済システム準備室」を設置（４月１日）し、将来像ＳＧにおける議論を継続して、新たな決済システムの構築に係る検討を着実に進めていくこととしている。

８年５月の将来像ＳＧの会合から、当協会はあらたにメンバーとして、議論に参加することとなった。将来像ＳＧで当業界の意見・要望等に適切に対応するために、同月、当協会事務局に設置した「将来像ＳＧ検討会」において、会員と連携して将来像ＳＧに適切に対応していく。

10．中央銀行デジタル通貨（ＣＢＤＣ）への対応

中央銀行デジタル通貨(ＣＢＤＣ)については、現時点で導入・発行する計画はないが、骨太方針 2025 において、政府・日銀は、制度設計の大枠の整理を行うこととされており、現在、「ＣＢＤＣに関する有識者会議」や「ＣＢＤＣに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」において、発行した場合を前提とした制度設計の議論が、具体的な検討フェーズへと移行しつつある。

ＣＢＤＣの導入は、日本の資金決済インフラを高度化させる転換点となり得る一方、資金決済事業者にとっては、ビジネスモデルやサービス設計の前提に影響し得る論点を含むものであり、協会としては、会員と連携し、制度設計の方向性が具体化する過程で、必要な論点を早期に把握・整理し、官民の建設的な対話に資する意見形成を行うことが重要と考えている。

このため、会員と連携して継続的に協会全体としての検討を行うため協会事務局に設置した「ＣＢＤＣに関する検討会」において、機会を逸することなく関係省庁等との意見交換や要望等を行っていく。

11．キャッシュレス推進協議会における活動状況等に関する情報提供

協会は、キャッシュレス推進協議会におけるキャッシュレス推進への取組等に関する情報収集等を行い、会員への情報提供を行うため、団体会員として入会し、会員に対し、同協議会の活動状況等に関する情報提供を行っているところである。８年度も引き続き同協議会の活動状況

等について情報提供を行う。

12. 関係省庁からの要請・注意喚起等のために提供された情報の管理及び会員への情報提供・周知

金融庁その他関係省庁等から会員に対する要請、注意喚起、情報提供等のために協会に提供された情報を管理するとともに、これらの情報について会員に対し提供・周知を行う。

Ⅲ　会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況について、引き続き効率的かつ効果的な会員調査の実施に努める。また、会員調査の際に、資金決済制度や資金決済法の法令及び事務ガイドラインなどに係る行政への要望、併せて協会への要望等について意見交換を行うなど会員との対話の更なる充実を図る。

Ⅳ　資金決済業に関する相談、苦情及び紛争への対応

１．資金決済業に関する照会・相談、苦情及び紛争解決措置に係る対応

会員や事業者等からの資金決済業に関する照会・相談、会員が行う資金決済業に関する利用者等からの相談・苦情及び紛争解決措置について適切に対応し処理する。

２．相談、苦情及び金融ＡＤＲ事案の集約整理、会員への還元

協会に寄せられた相談・苦情等について、相談・苦情分析システムを活用して集約した事例を内容別に分類・整理し、その傾向・特徴などをまとめて会員に還元する。また、金融ＡＤＲについて、金融ＡＤＲ機関である東京三弁護士会と連携し、金融ＡＤＲ事案の概要等を取りまとめて会員に対し情報提供を行う。

Ⅴ　前払式支払手段の情報提供事項及び利用者保護措置に関する情報の会員に代わる周知

資金決済法第１３条第２項の規定に基づき前払式支払手段に係る苦情相談窓口等に係る情報提供事項、前払式支払手段に関する内閣府令第２３条の２第３項の規定に基づく利用者資金の保全に関する事項及び第三者による不正利用が行われた場合における補償方針等の利用者保護措置に係る情報について、会員である発行者の委託を受けて、発行者に代わり協会のホームページにおいて利用者に対し周知する。

Ⅵ　資金決済業に関する調査・研究

１．第２８回前払式支払手段発行事業実態調査

８年３月３１日現在の全国の前払式支払手段発行者（２，００６者）を対象に前払式支払手段の発行状況等の調査を実施する。なお、調査結果は第２８回発行事業実態調査統計として取りまとめて協会ホームページに掲載し公表する。

Ⅶ　資金決済業に関する広報・啓発活動

１．協会ホームページによる広報・啓発活動の充実・強化

協会ホームページについては、協会の情報発信ツールとしての機能をより一層高め、会員を含む利用者にとって見やすく、使いやすいものとするとともに、よりセキュリティ対策を強化するため、８年２月２７日にリニューアルした。

主な変更点は、サイトデザインの一新、スマートフォン版の表示に対応、金融犯罪に対する消費者向け啓発ページの拡充、情報提供事項の代替周知に係る周知システムの再構築である。また、外部委託せずに協会事務局職員で掲載・修正等を行えるようになった。

ただし、掲載情報の内容自体の見直しは行えていないため、８年度は、会員と連携した実効ある金融犯罪対策の広報・啓発活動の一層の強化をはじめ、「消費者のみなさまへ」、「事業者のみなさまへ」等の一般向けの協会サイトの掲載内容について一層の充実・強化を図る。

その際、ＡＩ検索などインターネット検索のスタイルの変化も意識した掲載内容としていくことにも取り組んでいく。

２．地下送金抑止への対応

５年３月以降、外国人労働者の母国への送金業務を主として取り扱っている複数の資金移動業者が集まり、協会及び金融庁も参加し、地下送金等に関する情報共有・意見交換、地下送金の抑制策等について検討を行ってきたところである。

今後は、当該取組を協会の活動として承継し、会員及び法律顧問と連携して地下送金抑止のための効果的な施策について検討を行う。

３．金融庁・財務局と連携した資金決済法（前払式支払手段）に関する共催説明会の実施及び協会事業活動の広報

金融庁の協力の下、平成２４年度から全国の財務局と連携し、前払式支払手段発行者向けに、財務局から前払式支払手段に係る法令・事務ガイドライン等に関する説明、協会から前払式支払手段の発行状況・利用状況等に係る調査結果や事業活動について紹介する説明会を開催してきたところである。

８年度も金融庁の協力の下、引き続き、財務局との協議・調整を行った上で、共催説明会を開催する。

４．消費生活センター等において開催される消費生活相談員や一般消費者向けセミナー等への講師派遣依頼への対応

国民生活センター、消費生活センター及び消費者団体等との間で消費者からの相談・苦情等に対する情報連携を強化するとともに、これらの団体が実施する消費生活相談員や一般消費者向けセミナー等への講師派遣依頼に対応する。

５．前払式支払手段の払戻し・還付及び資金移動業の廃止に関する情報の利用者への提供

デジタル原則に照らした書面掲示規制の見直しに伴い、６年３月に内閣府令の改正が行われ、６年４月１日から前払式支払手段発行者が前払式支払手段の発行業務の廃止等に伴い保有者に対し払戻しをしようとする場合には、公告や店頭掲示等に加え、協会の協力を得て払戻しに関する情報を協会ホームページに掲載する方法により、また、資金移動業者が資金移動業を廃止しようとする場合には、公告や店頭掲示等に加え、協会の協力を得て、廃止に関する情報や利用資金の返金方法等に関する情報を協会ホームページに掲載することにより、公衆の閲覧に供することとされた。

８年度も、引き続き協会ホームページにおいて還付に関する情報を含めこれらの情報を掲載することにより利用者への情報提供を行う。

６．消費者向けパンフレットを活用した資金決済法の普及・啓発

５年１月に一般消費者が資金決済法の利用者保護の仕組みを理解し、前払式支払手段及び資金移動サービスの安全･安心な利用に資することを目的として消費者向けパンフレット「知っておきたい法律のはなし」 を新たに作成し、協会ホームページに掲載したところである。

消費生活センターへのセミナー等の際に消費者向けパンフレットを提供するなど、引き続き、資金決済法等に関する普及・啓発を行う。

７．協会パンフレットを活用した協会事業活動の広報

協会パンフレットを活用し、財務局との共催説明会等の各種機会を通じ協会の事業活動について紹介し、協会の認知度の一層の向上を図る。

８．「協会ニュース」の作成・発行

社員総会、理事会、各委員会、セミナー、研修会の開催など協会の事業活動に関する報告、苦情・相談等の受付状況、入退会のお知らせ等のほか、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等についての解説等を中心に、引き続き協会ニュースを作成し、会員サイトに掲載し情報提供を行う。

９．「決済協速報」の配信

資金決済業に関係する制度改正、政府令・ガイドライン改正に係るパブリックコメント実施に伴う会員への意見募集の実施及び意見等の提出、パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等に関する情報提供、資金決済業に関係する審議会・研究会等の諸会議に関する情報、金融庁等関係省庁からの各種要請・注意喚起等に関する情報提供等のほか、基準日報告書・未達債務の額等に関する報告など行政への報告・届出に関する情報提供、協会事業のお知らせなどを中心に記載し、協会ホームページの会員サイトで会員に適時に配信する。

Ⅷ　セミナー・研修等の実施

１．セミナーの開催

資金決済業者に関係する制度改正、マネロン・テロ資金供与対策、不正利用防止対策、サイバーセキュリティ対策、キャッシュレス決済の進展、デジタル通貨の動き等に係る新たな動向や会員のニーズや意向を踏まえつつ、必要に応じ、セミナーを開催する。

２．前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者向け研修会の開催

会員である前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者を対象に、資金決済法の概要、登録・届出の諸手続、資金決済業の実務及び昨今の動向等について、定期的に研修会を開催する。

３．実務上の課題の解決等に向けた会員等による勉強会等の開催による資金決済業界全体のリスク管理等に係る態勢整備の底上げ・高度化

会員各社が資金決済業に係る実務面において抱える課題等について、その解決に向けた取組等に係る情報提供・共有や意見交換を行う勉強会を開催し、協会（専門家を含む。）とも連携し、必要に応じ、その取組の概要等を参考情報等として会員に提供することなどにより、業界全体の法令等遵守・リスク管理・利用者保護等に係る態勢整備の底上げ・高度化を図る。

Ⅸ　組織運営の円滑化

１．社員総会及び理事会の開催

社員総会及び理事会について適正かつ円滑な運営を図る。なお、理事会については、定例開催（８月、９月、１月、３月及び６月）のほか、必要に応じ随時開催する。

２．委員会等の開催

⑴　常設委員会の開催

総務、政策及び自主規制の常設委員会は、各々の任務をテーマに必要に応じ開催する。

⑵　資金決済法に関するフォローアップ委員会の開催

資金決済法の改正がある場合には、会員・有識者等をメンバーとする「資金決済法に関するフォローアップ委員会」を開催し、検討・議論の上、金融庁等に対し適時適切に意見・要望等を行う。

⑶　資金決済業者会議等の開催

資金移動業者会議、紙・磁気型発行者会議、ＩＣ型発行者会議、サーバ型発行者会議等は、各々が抱える課題等をテーマとして、必要に応じ、開催する。

３．会員相互の意見交換等

会員相互間の懇談・意思疎通、意見交換、連絡及び調整を推進する。

Ｘ　協会の組織体制の更なる充実・強化等

資金決済業に係る制度改正や決済インフラの高度化等が行われ、資金決済業に係る業務が拡大・複雑化するとともに、マネロン・テロ資金供与対策、サイバーセキュリティ対策及び不正利用防止対策等に関する対応等が求められる中、協会の組織体制の更なる充実・強化を図るため、即戦力となる職員等の採用活動を継続して行う。

また、実務経験や専門性の高い人材の採用・活用に努めるとともに、ＡＩを活用した業務プロセスの最適化や安全かつ効率的な外部とのセキュアな情報共有環境の構築を進める。